

第 39 号議案

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例（平成 14 年足立区条例第 20 号）の一部を次
のように改正する。

第 3 条第 2 項中「（第 17 条第 2 項第 2 号において単に「経験年数」
という。）」を削る。

第 7 条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これら
に準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、
同条各号を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準
を定める政令の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、
この条例案を提出いたします。